

開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書

大和高田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、乙が開発事業を施行するに当たり大和高田市開発指導要綱（以下「要綱」という。）の規定による協議に基づき設置される公共公益施設（用地も含む。）の帰属及び管理について、要綱第21条第2項の規定により次のとおり協定を締結する。

（開発事業の内容）

第1条 乙が施行する開発事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発場所 大和高田市 _____
- (2) 開発面積 _____㎡
- (3) 建築物の用途 _____

（公共公益施設の帰属・管理の内容）

第2条 当該開発事業により設置される公共公益施設の帰属・管理の内容については、次の表のとおりとする。

公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（㎡）	㎡
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（㎡）	㎡
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（㎡）	㎡
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（㎡）	㎡
概要	

（公共公益施設の用に供する土地の帰属手続）

第3条 当該開発事業により設置される公共公益施設の用に供する土地の帰属手続の時期については、開発工事完了検査後で各項目が完了した後とする。

2 乙は、前条の帰属する土地について、大和高田市公有財産規則第2条により所有権以外の権利を抹消の上所有権移転のための登記手続に必要な大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱第6条に規定する各書類を速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の書類の審査後、奈良県に対し帰属手続に必要な書類の提出があった旨を伝え、検査済証又は位置指定通知の発行を行うよう連絡する。

4 第2項に要する書類、分筆及び公衆用道路等への地目変更に要する費用は、乙の負担とする。

（公共公益施設の管理）

第4条 第2条により甲が管理することとなる公共公益施設の管理引継ぎの時期については、別紙1のとおりとする。

2 乙は、当該施設の整備工事等完了後に「公共公益施設の管理引継書」の提出を行い引継ぎ検査を受け、維持管理の移管を行うものとする。ただし、検査により手直し等の指摘事項があった場合は、指摘事項完遂後検査の合格したときに維持管理を甲に移管するものとする。

（開発事業の譲渡及び権利義務の履行）

第5条 乙は、移管手続の完了前に開発事業に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲と協議の上、乙においてその者にこの協定を履行させるものとする。

（疑義の決定等）

第6条 この協定に定められた事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定し処理するものとする。この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 大和高田市大中98番地4
大和高田市
大和高田市長

印

乙

印